

議 事 内 容

- 専務理事 第 89 回常設審議委員会の定刻となりました。
はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 専務理事 ここで、農業委員の改選及び農業団体の役員改選等により、常設審議委員 7 名が交代されておりますので、ご紹介いたします。

(委員紹介・挨拶)
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいまから第 89 回常設審議委員会を開会いたします。
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・12 件のほか、「地域計画の策定に係る取り組み状況について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1~5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5~5-8について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-9、5-10について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-11、5-12について、資料に沿って説明)

議長 農地法第5条関係12件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 土地改良区の意見書添付とありますけれど、お茶か何かのパイロット事業か何か入ってたんでしょうか。ちょっと教えてください。

〇〇農業委員会 ここはみかんのハウスがありました。みかんが一番いい時代に〇〇町の方から出作をされていた地域と聞いております。

〇〇委員 隣も太陽光ですけど同じ業者ですか。

〇〇農業委員会 業者は違います。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 15ページの図面の青い部分が今回の申請分でしょうか。

〇〇農業委員会 青い部分は埋め立てが終わっている部分です。分かりづらくてすみません。

〇〇委員 今回の部分はどこになりますか。

〇〇農業委員会 南の部分に原野と山林がありまして、その上が全部申請地になります。

〇〇委員 南というと図面の下半分ですか。

〇〇農業委員会 そうですね、ちょうど下半分になります。

〇〇委員 青色の両袖の白色の部分は何ですか。

〇〇農業委員会 まだ土砂が入っていない部分になります。

〇〇委員 もう少し分かりやすい図面にさせていただくようお願いします。

- 〇〇農業委員会 すみません。図面が分かりづらくなっておりお詫び申し上げます。次回から必ず分かるようにいたします。
- 〇〇委員 15 ページに沈砂池とありますが、3 年経って状況はどうですか。道路の方に流れたとか何とかはないでしょうか。
- 〇〇農業委員会 この地で被害があったということは聞いておりません。
- 〇〇委員 ここは全体的に農地に復元されるのですか。
- 〇〇農業委員会 はい。2 段の土地になるように計画されております。埋立自体はほぼ終わっているんですけど、表土がまだ戻っていないとか、仮置きをされているところがまだ捌けていなくて農地の整備ができないということで、2 年位時間をもらえないかということで申請が出ました。
- 〇〇委員 現状に戻すという形ではなくて、形状変更するような形で埋立土をベースにして畑地を作るというふうな考え方でいいんですか。
- 〇〇農業委員会 はい、2 枚の圃場を作る計画をされております。
- 〇〇委員 それで復元費用は 1,000 千円程度で済みますということですね。
- 〇〇農業委員会 はい。まだ表土とかが入ってきていないものですから。
- 〇〇委員 先程もご指摘がありましたけれども、図面をもう少し丁寧に書いてください。これではとても理解ができません。半分と言われても、どのラインから半分なのか。沈砂池についても、本当に現状でこれだけ埋め立てをしていて、大雨が降ったときでも土砂が溜まってないのかどうかという明確な回答もありませんので、皆さん不安だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇〇農業委員会 沈砂池については、西の方に自然流下して、個人の集水桝がありますので、そこに流して水路に流すというところは確認させていただいています。図面につきましては、既存の農地と農地外が分かる図面を追加するなり、今後改善させていただきたいと思います。
- 議長 他にございせんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

ここも石積み等をされるので、多分原型には戻されず、埋め立てたものをそのまま農地として復旧されると思うんですけど、この所有権はどうなるのでしょうか。形状変更して、交換分合とか換地とかをされるのでしょうか。このまま所有権を残すというのはあまり考えられないんですけど、その辺地権者とは話をされてるのですか。

〇〇農業委員会

使用貸借になりますので、3年後所有者に戻るという形でその方から農地復元確約書が出ていますので、農地についてはその方が耕作すると聞いております。

〇〇委員

そういう意味ではなく、石積みのところが農地になりますよね。そして、所有者の人は石積みのところで耕作はできない訳ですから、形状変更してそのまま残すなら所有権をいじらないと、このまま登記されたら所有者の方が困られるのではないかなと思ひまして。原型復旧なら分かりますけど、これは原形復旧は無理ですよね。

〇〇農業委員会

所有者は4名いらっしゃるんですけど、この方々で話し合いをされるということは聞いておりますが、誰に配分されるかまではこちらで確認ができておりませんので、今後その辺は徹底して、所有者が不明にならないように指導していきたいと思ひます。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思ひます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の農業用倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 農産物の貯蔵倉庫ということですが、この方は何を取り扱っておられるのですか。

〇〇農業委員会 米麦大豆と蓮根を広く耕作されております。現状、南の方に事務所と倉庫を設置されておりますが、前の道路のところには、大型車がよく並んで駐車をしております。駐車するスペースがなくて大型車が道路上に駐車をされている状況で、その状況を解消する必要があるということで今回北側の農地を広く求められて農業用の倉庫及び駐車場を確保するという転用計画をされております。

〇〇委員 転用面積が大きいですね。

〇〇農業委員会 この会社は〇〇だけではなく〇〇町と〇〇町でも認定農業者の手続きをされておりまして、〇〇内だけで 243,000 m²程耕作をされておりまして、現在も農業公社を通じて農地の取得をされておりまして、今後も順次規模拡大をしていくとお話をされておりまして、現地確認をしたときは、現状でも倉庫に入りきらないほど資材とかも置かれておりましたので、この程度の広さが必要になると考えております。

〇〇委員 今あるところの東側ではいけなかったのですか。

〇〇農業委員会 おっしゃるように東側でというお話をしていたのですが、これだけでは十分な用地を確保できないと言われておりまして、北側のところに新たに求められたところなんです。この施設の南側にもいくらか駐車場がありまして、ゼンリン地図では施設の分しか表示がされていないんですが、大体この半分程度まで従業員さんの駐車場を確保されています。仮に施設を大きくされたとしてもそれだけでは足りないということで、今回の申請をされておりまして。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 44 ページを見ると、青い部分は以前に申請をされた部分ですが、ここはまだ開発されていないのですか。

〇〇農業委員会 すみません、航空写真につきましては、最新の情報に随時更新するわけではございません。こちらは市で所有している航空写真になります。開発はもう既に進んでいて、まず、申請地のすぐ左側の正方形になっているところは購入予定者は全て決まっております、確か 32 区画のうち 28 区画程度はもう家が建っています。その下の L 型のところに関し

でも、購入予定者は全て決まっております、ここはまだ開発の許可が出てから時間が経っておりませんので、確か3軒か4軒しか建っていない状況です。

西村委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資機材整備場及び資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 〇〇土地改良区と〇〇土地改良区両方の意見書添付とありますけれど、これについて教えてください。

〇〇農業委員会 圃場整備の分が〇〇土地改良区で、灌漑排水事業の分が〇〇土地改良区となります。

〇〇委員	57、58 ページの平面図の中で、整備工場となっているでしょう。その油関係の、油槽の図面はどこになるのですか。真っ直ぐ川には流されないとしますので。
〇〇農業委員会	オレンジの部分の通路の入口部分に集水柵がありますので、そこで分離されると思います。
〇〇委員	整備工なので油が出るはずですので、川に流れないようにどうされるのか、きちんと確認をしてください。
〇〇農業委員会	はい、分かりました。
議長	今の質問については、次回回答を求めたいと思います。他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	68 ページの申請地の上の方は何になっているのですか。
〇〇農業委員会	申請地北側は元々は農地だったのですが、歯科医院開設予定で令和2年4月に転用許可が下りております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係12件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「地域計画の策定に係る取り組み状況」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	皆さま、お疲れさまでした。 次回は9月15日になりますので、ご予約をお願いします。

15 時 10 分